

意外と  
かんたん!

2018

太 子 町 版



マイカーボランティア  
ハンドブック



SASAEI AI TAISHI / MOVE! MOVE! MOVE! NOW!

2025年、太子町は3人に1人が高齢者となる超高齢化社会に！しかも、大阪府の介護人材は、約3万人不足すると見込まれています。

車が無いと不便な太子町では、日常生活、特に移動に困る方が増えることは確実。

地域の高齢化が進んでからだと、対策を練ること自体が困難になります。

今は、大丈夫。でも、5年後は？10年後は？

マイカーボランティアは、単なるタクシー代わりの活動ではありません。助け合い活動であり、社会貢献活動であり、何より人とのつながりを通じて、あなたの人生を豊かにするものです。

さあ、一步踏み出して、始めてみましょう。

## 内容

はじめに .....	4
マイカーボランティアとは? .....	4
まず、みんなで「知ろう」「考えよう」。 .....	4
○ 勉強会（学習会）を実施する .....	4
○ 仲間を集める .....	4
○ 情報収集（アンケート）を実施する .....	5
○ 仕組みを決める .....	5
○ マイカーボランティアのイメージ .....	7
さあ、準備しよう。 .....	9
○ 予算を決める .....	9
○ 保険に入る .....	9
○ 役割分担を決める .....	10
○ 規約・運行管理などの書類を準備する .....	10
○ 町会・自治会やグループ内での承認を得る .....	10
○ 「運転者講習」を受講する .....	10
○ 補助金の交付申請をする .....	11
開始前チェックリスト .....	12
（準備編） .....	12
（準備書類（参考）） .....	12
さあ、はじめよう。 .....	13
マイカーボランティアの流れ .....	13
「もしも」マニュアル .....	15
資料編 .....	17

## はじめに

### マイカーボランティアとは？

このハンドブックにおける「マイカーボランティア」とは、町会・自治会などの地縁組織やボランティアグループなどでの個人や団体が所有する車を活用した「移動支援+生活支援」を行う有償ボランティア<sup>i</sup>です。(P.7~9 参照)

### まず、みんなで「知ろう」「考えよう」。

#### ○ 勉強会（学習会）を実施する

「地域づくりからの支え合い勉強会」等を開催し、マイカーボランティアに関する正しい知識を共有します。

また、資格が要るのでは？いわゆる「白タク<sup>ii</sup>」になるのでは？など、様々な疑問を解決していきます。

高齢介護課では「地域づくりからの支え合い勉強会」を、町会・自治会に限らず、趣味の会やボランティアグループなど様々な団体を対象に無料で開催しています。平日に限らず、土日祝日・夜間の開催や会場の確保についても相談することができます。ぜひ、活用しましょう。

> 「地域づくりからの支え合い勉強会」（高齢介護課）  
(0721-98-5538)



#### ○ 仲間を集める



一歩踏み出すことで、仲間がついてきます。マイカーボランティアによる移動支援は一人ではできませんが、人が集まることによって可能になります。積極的に募集しましょう。回覧板やチラシの製作などの広報活動をはじめ、生活支援コーディネーター<sup>iii</sup>に相談することができます。

> 「生活支援コーディネーター」（太子町社会福祉協議会）  
(0721-98-1311)

## ○ 情報収集（アンケート）を実施する



5年後、10年後に自分たちの地域はどうなるのか？という点や下記の項目を中心に、自分たちの地域やグループでアンケートを行いましょう（P.19～24 参照）。

- ・ 車を所有している人は、何人いるのか？
- ・ 移動支援が必要な人は、何人いるのか？
- ・ 何年後から、移動が困難になるのか？
- ・ 移動が困難となった時の対応策として、何を想定しているか？
- ・ 移動支援を利用したい人は、どれくらいいるのか？
- ・ マイカーボランティアに参加できる人が何人いるのか？

### 町会・自治会やグループで マイカーボランティアを行うメリット



- ✓ マイカーボランティアは、仲間集めが肝心！身近な町会・自治会やグループであれば、キーパーソンを効率的に集めることが可能。
- ✓ 元々顔の見える関係からスタートできるため、マイカーボランティアをきっかけに助け合い活動につながることが多い。
- ✓ 例えば、国や府などへの問合せや補助金の案内など、行政や社協からのバックアップが得られやすい。

## ○ 仕組みを決める



- ① 移動部分を含めた生活支援として実施
- ② 時間単位の料金設定
- ③ 活動エリアを限定

とすることで、道路運送法上の「登録・許可」が不要となります。

**重要!**

### 【仕組みの例】

#### ・ グループや団体

利用者とサポーターは、同じグループや団体に所属するようにします。  
新たに少人数のグループを立ち上げてOKです。

#### ・ サポーター

新たにグループや団体を立ち上げる場合は、2~3人くらいから始め、軌道に乗ってから徐々にメンバーを増やしましょう。

#### ・ 利用者

生活支援が必要な高齢者、障がい者、妊産婦の方などに対象者を限定します。  
但し、付き添いの人などが同乗するのは問題ありません。

#### ・ 移動部分を含めた生活支援として実施

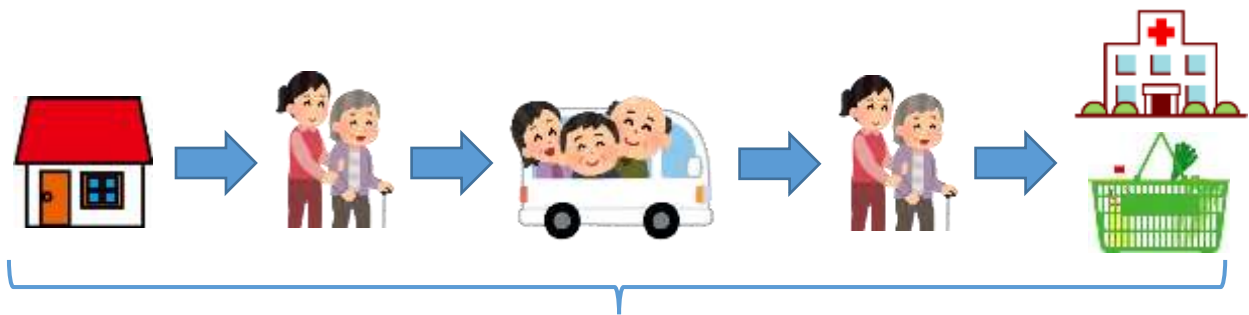
車での移動前後に必ず生活支援をします。

例えば…

- ① 移動前：玄関から車までの付き添い、家の施錠確認、荷物を一緒に運ぶなど
- ② 乗降者時：乗車時・降車時のドアの開け閉め、声掛け、見守りなど
- ③ 移動後：駐車場から駅、病院、スーパーなどへの付き添い、荷物を一緒に運ぶなど

※ 地域の助け合い等による生活支援と一体型とし、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、道路運送法上の「登録・許可」が不要となります。(P34~35参照)

## ○ マイカーボランティアのイメージ



### 移動支援 & 生活支援（利用料）

#### ・ 利用料

10分〇〇円、1時間〇〇円というように、時間単位で設定します。

荷物を一緒に運んだり、買い物の付き添いをしたり、病院内での付き添いをする時間など、車での移動時間以外の生活支援を含めた活動時間全体に対しての利用料を設定しましょう。

利用料は、予約の調整、チラシ作成などにかかる経費、運転部分以外に対するサポーターへの謝礼などに充てることができます。

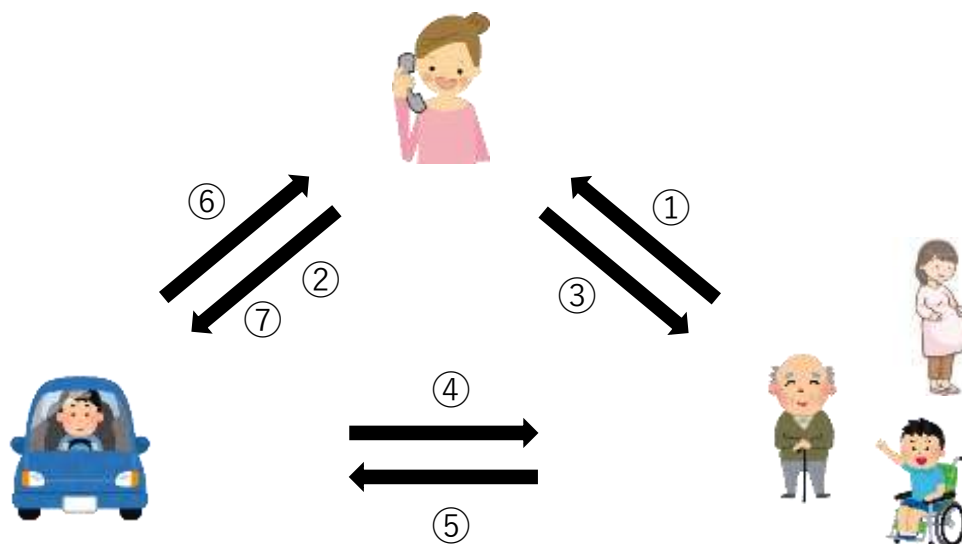


利用料は、運送に対する対価ではなく、運送を含めたボランティア活動を行った時間全体に対して、グループや団体に支払われるものです。

- ・ **活動エリア**

太子町、河南町、千早赤阪村、羽曳野市、富田林市など、日常生活圏内の近隣市町村内に限定します。

- ・ **支援の流れ**



- ① 利用者は、受付担当（事務局）にマイカーボランティアを依頼します。
- ② 受付担当（事務局）は、マイカーボランティアのサポーターとスケジュール調整をします。
- ③ 受付担当（事務局）は、利用者にスケジュール調整の結果を連絡します。
- ④ サポーターは、マイカーボランティアを実施します。
- ⑤ 利用者は、サポーターに利用料を支払います。
- ⑥ サポーターは、受付担当（事務局）に⑤で受け取った利用料を入金します。
- ⑦ 受付担当（事務局）は、サポーターに謝礼を支払います。



## さあ、準備しよう。

### ○ 予算を決める



アンケート結果を踏まえ、大まかでよいので、予算を組みましょう。

- ・ 収入…主に利用料、訪問型サービスD事業補助金など
- ・ 支出…主にサポーターへの謝礼、保険料、消耗品費、印刷製本費など

### ○ 保険に入る



保険加入が義務付けられているわけではありませんが、自家用車でマイカーボランティアを行う場合は、特に以下の保険への加入を推奨します。

- ・ ボランティア活動保険…ボランティア活動中の、事故やケガを補償。
- ・ 移送中事故傷害保険…搭乗中の方全員のケガを補償。  
※いずれも社会福祉協議会に相談できます。

### 移送中事故傷害保険に入るメリット

自家用車で移送支援を行う場合、自家用車にはサポーターが元々入っている保険があります。事故があった場合、サポーターが元々入っている保険に保険金を請求してしまうと、その後の等級が上がり、保険料が上がってしまいます。大きな事故は仕方がありませんが、小さな事故の場合は、移送中事故傷害保険で補償することで、サポーター個人の保険で補償せずに済む場合があります。



## ○ 役割分担を決める



サポーターと、受付担当（事務局）（問い合わせ、運行管理、スケジュール管理、経理など）など、役割を決めましょう。

## ○ 規約・運行管理などの書類を準備する



最低限の規約は必要ですので、作成しましょう。  
また、会員申込書や利用の手引きなど、その他の必要書類については、すぐに使用できるよう資料編に見本をまとめています。

## ○ 町会・自治会やグループ内での承認を得る



町会・自治会等の中で、新たにグループを立ち上げる等で必要な場合は、活動内容、予算、規約について、町会・自治会やグループの中で承認を得ておきましょう。

## ○ 「運転者講習<sup>iv</sup>」を受講する



町会・自治会やグループなどが主体で行う「登録又は許可を要しない運送」である場合、受講は義務ではありませんが、受講すると高齢者を乗せて移動支援を行うために必要な知識や技術が習得できます。

運転者講習情報（開催スケジュール等）は、大阪府のホームページで確認できます。

## ○ 補助金の交付申請をする



介護保険の要支援1，2の認定を受けている人などに移動支援を行い、一定の条件に該当する場合に訪問型サービスD事業補助金を受けることができます。

補助金の交付を受けようとする場合は、事前に地域包括支援センター<sup>V</sup>へ相談しましょう。

## 使える！「訪問型サービスD事業補助金」！

太子町の介護保険制度では、要支援1、2の認定を受けている人などにケアプランに基づく移送支援を行った場合に、支援を実施した団体は「訪問型サービスD事業補助金」を受けることができます。補助金は、受付担当（事務局）やサポーターへの謝礼、消耗品費などの経費に充てることができます。



### 太子町『訪問型サービスD』事業補助金とは…



- 対象団体** 要支援1・2、チェックリスト該当者の「移送前後の生活支援」を実施する町会・自治会などの地縁組織、交流サロン実施団体など
- 補助額** 利用者1人につき**乗車前**または**降車後**の付き添い等の支援1回当たり**300円**。  
→ **往復1,200円** (300円×(乗車2回+降車2回))  
※概ね週1回(1往復)

## 開始前チェックリスト

マイカーボランティアを開始するまでにやるべきことをまとめました。  
チェックしてみましょう。

### (準備編)

- 勉強会（学習会）の実施…………… P.4
- 仲間を集める（回覧板やチラシの製作など）…………… P.4
- 情報収集（アンケート）の実施…………… P.5, P.19
- 仕組み（利用料、活動エリア、支援の流れ）…………… P.6～8
- 予算の編成…………… P.9, P.25
- 保険への加入（任意）…………… P.9
- 役割の決定（受付担当（事務局）、サポーター）…………… P.10
- 規約・運行管理などの準備…………… P.10, P.26～33
- 町会・自治会やグループ内での承認…………… P.10
- 「運転者講習」の受講（任意）…………… P.10
- 訪問型サービス D 事業補助金に関する事前相談…………… P.11

### (準備書類（参考）)

- 利用会員の手引き
- 利用申込書…………… P.28
- 領収書
- 事故等に関する誓約書…………… P.29
- 利用受付簿、予約表
- 活動報告書…………… P.30
- 事故報告書…………… P.31
- ひやりはっと事例報告書…………… P.32
- 事故対応マニュアル…………… P.33
- 会員名簿



## さあ、はじめよう。

参考に、マイカーボランティアの流れを担当別に例示します。



### マイカーボランティアの流れ

	利用者	サポーター	受付担当（事務局）
事前準備		<input type="checkbox"/> マイカーボランティアができる日を受付担当（事務局）に連絡	<input type="checkbox"/> サポーターの予定を把握
支援前日まで	<input type="checkbox"/> 受付担当（事務局）へ予約	<input type="checkbox"/> 受付担当（事務局）より連絡を受ける	<input type="checkbox"/> 氏名、行き先、時間を確認 <input type="checkbox"/> サポーターへ連絡
支援当日	<input type="checkbox"/> マイカーボランティア終了後、利用料をサポーター又は直接受付担当（事務局）へ支払う	<input type="checkbox"/> マイカーボランティアを実施 <input type="checkbox"/> 利用料を受けとり、領収書を利用者へ渡す	<input type="checkbox"/> マイカーボランティア実績を記録 <input type="checkbox"/> サポーターから利用料を受けとる
支援後		<input type="checkbox"/> 報告書を受付担当（事務局）へ提出	<input type="checkbox"/> マイカーボランティア実績を集計 <input type="checkbox"/> サポーターへ謝礼を支給

## 受付業務・経理業務

受付担当（事務局）の主な仕事は以下のとおりです。

### ・ 管理業務

< 随時 >

- ・ マイカーボランティアの予約受付
- ・ サポーターとの日程調整
- ・ サポーターからの利用料の受取り
- ・ 事故等が起こった際の保険適用の手続き

< 年に 1 回 >

- ・ 事業報告書、事業計画の作成
- ・ 保険の加入・更新



### ・ 経理業務

< 随時 >

- ・ 消耗品費、印刷製本費などの支払い

< 月に 1 回 >

- ・ 利用料収入の入金
- ・ サポーターへの謝礼の支払い
- ・ 訪問型サービスD事業補助金の交付申請・請求、入金

< 年に 1 回 >

- ・ 年会費の入金
- ・ 収支決算報告書、予算書の作成
- ・ 保険金の支払い

## 「もしも」マニュアル

### 事故を起こしてしまったら…

その場で、警察と受付担当（事務局）に報告します。必要な場合は、救急車を呼ぶなどその場で適切な対応を行います。

サポーターからは「事故報告書」などを受付担当（事務局）に提出してもらいます。

受付担当（事務局）で、利用者やサポーターへのフォローを行うとともに、後日、必要があれば保険適用の手続きを行います。



- ＞ 富田林警察署（0721-25-1234）
- ＞ 富田林市消防署太子分署（0721-98-3299）

### 利用者とのトラブルが起きてしまった…

予約連絡の不徹底、サポーターへの連絡ミス、サポーターの勘違い、当日予約で対応不可能といった事例が発生しないよう、普段から注意して対応しましょう。

なお、利用される方が高齢者で対応が難しい場合などは、地域包括支援センターへご相談ください。

- ＞ 太子町地域包括支援センター（0721-98-5538）

### 利用者の体調不良への対応

ガラスで指を切った、転んで腰を打ったなどの理由で、急に病院まで連れて行ってほしいといった要望があり得ます。無理のない範囲で対応することは問題ありませんが、対応できない場合もあることもあらかじめ説明しておくようにしましょう。



- 
- i 無償ボランティアと異なり、交通費など活動経費の実費だけでなく「謝礼的な金銭」や「活動経費としての一定額の支給」などの金銭の支払いを受けるボランティアのこと。青年海外協力隊などが有名。
  - ii 白ナンバーの自動車で不法にタクシー営業をすること。
  - iii 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。
  - iv 道路運送法に基づき、自家用有償旅客運送を行う団体の運転者に受講が義務付けられている国土交通大臣が認定する講習のこと。
  - v 介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点のこと。介護保険法に基づき、市区町村ごとに設置。



# 資 料 編

## 内容

アンケート（例） .....	19
予算（例） .....	24
要領・様式（例） .....	26
マイカーボランティア実施要領（例） .....	26
マイカーボランティア利用申込書（例） .....	28
事故等に関する誓約書（例） .....	29
マイカーボランティア活動報告書（例） .....	30
事故報告書（例） .....	31
ひやり・はっと事例報告書（例） .....	32
事故対応マニュアル（例） .....	33
道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について （国土交通省） .....	34

## アンケート（例）

年 月 日

〇〇〇〇の皆さま

〇〇〇〇

### 高齢者の移動支援についてのアンケートの実施について

2025年、太子町の高齢化率は30%を超え、3人に1人が高齢者となります。今後、地域での生活支援、特に移動や外出に関して、「坂の上り下りがつらい」・「病院・スーパーなどが近隣になく大変」などの声がさらに増えると思われる。

つきましては、65歳以上の方全員に高齢者移動支援に関するアンケートを実施いたします。答えにくい設問もあるかと思いますが、将来の地域づくりの基礎となるアンケートと位置づけておりますので、是非ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 対象者

〇年〇月1日現在の、65歳以上の方全員  
(世帯全員が65歳未満の場合は、回答不要)

##### 2. アンケートの内容

別紙のとおり（裏面に、回答の際の考え方等を記載）

##### 3. 提出方法

別紙のアンケート票を記入し、別添の封筒に入れ、〇月〇日までに〇〇さんのポストへ入れてください。

※ 本アンケートの回答内容については、〇〇〇〇の高齢者の移動問題にのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

< 記入の際の考え方 >

「③1か月の外出日数（平均）」

- ・ 1か月で何日くらい外出するかを考えてください。
- ・ ざっと5日なのか、10日なのか、15日なのか、程度でも結構です。

「④外出の目的」

- ・ 例えば、病院や診療所に週1回通院している場合は、病院・診療所が4日とします。ついでに買い物をする場合も主たる目的は病院・診療所と考えます。
- ・ いろいろ兼ねた外出（買い物と趣味など）については、
  - > 主たる目的を目的と考える
  - > 特に主たる目的があいまいな場合は、ざっと割合で考える（五分五分など）
- ・ 合計は、「③1か月の外出日数（平均）」と一致させてください。
- ・ ウォーキングや畑仕事などの外出は、その他の欄に内容を記入して記入ください。

「⑤外出の際の移動手段」

- ・ 「③1か月の外出日数（平均）」に対する移動手段についての日数を記入ください。
- ・ 行きは徒歩、帰りはタクシーなどの場合は、それぞれ0.5日と考えてください。

高齢者の移動支援に関するアンケート（例）

- ・ 世帯主の方にお聞きします。代理の方が記入されてもかまいません。

① 世帯主の年齢	(          歳)
② 世帯主の性別（どちらかに○）	男   ・   女
③ 世帯構成について	65 歳未満          (          人) 65 歳~70 歳未満 (          人) 70 歳~75 歳未満 (          人) 75 歳~80 歳未満 (          人) 80 歳~85 歳未満 (          人) 85 歳以上          (          人)
④ 保有する移動手段（65 歳未満の人が主に使用するものを除く）	自動車    (          台) バイク    (          台) 自転車    (          台)
⑤ 宅配サービス（例：生協）を利用していますか？ （どちらかに○）	している   ・   していない

- ・ 65歳以上の世帯全員についてご回答ください。代理の方が記入されてもかまいません。

	①	②	③	④
年齢	歳	歳	歳	歳
性別	男・女	男・女	男・女	男・女
1か月の外出日数（平均）	日	日	日	日
要介護（要支援）認定	有・無	有・無	有・無	有・無
障がい者手帳（下肢障害）	有・無	有・無	有・無	有・無
車いす、歩行器、杖の使用	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 1か月の外出の状況についてご回答ください。

外出の目的（概ねの日数）	①	②	③	④
仕事	日	日	日	日
買い物	日	日	日	日
病院・診療所	日	日	日	日
金融機関・役場	日	日	日	日
趣味・娯楽	日	日	日	日
介護サービス	日	日	日	日
その他	日	日	日	日
合計	日	日	日	日
移動手段（概ねの日数）				
自動車（自分で運転）	日	日	日	日
自動車（同乗）	日	日	日	日
鉄道（駅から）	日	日	日	日
バス（バス停から）	日	日	日	日
バイク	日	日	日	日
自転車	日	日	日	日
介護サービスの送迎	日	日	日	日
タクシー	日	日	日	日
徒歩	日	日	日	日
合計	日	日	日	日

- ・ 現在、外出に困っているのはどのような理由ですか？（該当箇所に○）

	①	②	③	④
病気、ケガ				
付き添いがなく不安				
交通費など経済的な理由				
駅、バス停までの距離や坂道				
バリアフリーなど外出先の不安				
その他（                    ）				
困っていない				

- ・ 現在の移動手段は、いつごろから利用が困難になりそうですか？（該当箇所に○）

	①	②	③	④
現在でも移動が困難				
2～3年後				
4～5年後				
6～8年後				
10年後くらい				
わからない				

- ・ 移動が困難となった場合の対応策は、どのように考えていますか？（該当箇所に○）

	①	②	③	④
家族（子・孫）と同居				
極力、外出しない				
タクシーの利用				
地域のボランティアに期待				
太子町を離れる				
その他（                    ）				

- ・ 地域で、マイカーを使った移動支援ボランティアグループを設立した場合、会員になって利用したいですか（該当箇所に○）

	①	②	③	④
すぐにでも利用したい				
将来的に利用したい				
利用することはない				
わからない				

- ・ マイカーを使った移動支援ボランティアグループがあれば、サポーターとして参加したいと思いますか？なお、有償ボランティアとしてお考えください。（該当箇所に○）

	①	②	③	④
参加したい				
参加したくない・できない				
わからない				

- ・ マイカーを使った移動支援ボランティアグループが必要経費として、利用料とは別に年会費を徴収する場合の許容額についてお答えください。（該当箇所に○）

	①	②	③	④
年 1,000 円程度まで				
年 3,000 円程度まで				
わからない				

アンケートは以上です。ありがとうございました。

備考：マイカーを使った移動支援ボランティアグループについて

マイカーを使った移動支援ボランティアグループといっても、町会・自治会などで、例えば、「移動に困ったおじいちゃん、おばあちゃん」からの声を、地域の支え合いで解決しようとするものです。また、地域の助け合いによる移動支援は、道路運送法上の「登録や許可が不要」な活動として実施が可能です。すでに、太子町内でも、S A S A E 愛 太子に参加している寿喜菜の会、いわき台の桜草クラブ、プラスワンサービスなどで会員間でのマイカーボランティアが実施されています。



## 予算（例）

- ※ 受付担当 1 人、サポーター 2 人、利用会員 3 人を想定。
- ※ 利用会員のうち 1 名は「要支援 1」とし、支援実績に応じて訪問型サービス D 補助金（1 往復 1,200 円）が交付。
- ※ 利用頻度は、週に 1 回 3 時間程度に設定。

### 歳入

科目	金額	備考
年会費	3,000 円	3 人×1,000 円
利用料	270,000 円	10 分 100 円×180 分×50 週×3 人
補助金	60,000 円	訪問型サービス D 事業補助金 1,200 円×50 週
寄付金	7,000 円	
合計	340,000 円	

### 歳出

科目	金額	備考
報償費	243,000 円	10 分 90 円×180 分×50 週×3 人
消耗品費	36,000 円	月 3,000 円×12
印刷製本費	36,000 円	月 3,000 円×12
保険料	25,000 円	ボランティア活動保険 10,000 円 移送中事故傷害保険 15,000 円
合計	340,000 円	

## 要領・様式（例）

### マイカーボランティア実施要領（例）

#### （目的）

第1条 通院や買い物等で日常的に困っている会員に対し、通院や買い物等の生活支援を補完するマイカーボランティアを実施することを目的とする。

#### （定義）

第2条 本要領における「マイカーボランティア」とは、自家用有償旅客運送に関する通達等（国土交通省）に規定する「子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めないもの」として実施する無償運送とする。

#### （対象者）

第3条 会員のうち、介護保険の要支援1、2及び事業対象者並びに妊産婦及び障がい児者など、車での移動を伴う通院や買い物等で日常的に困っている者とする。

#### （サポーター要件）

第4条 サポーターの要件は、以下のとおりとする。

- （1） 普通自動車免許を保有し、運転歴10年以上であること。
- （2） 年齢75歳未満であること。
- （3） 過去5年間に免許停止処分を受けていないこと。
- （4） 疾病その他の理由により、医師から自動車の運転を制限されていない者であること。

#### （車両）

第5条 マイカーボランティアに使用する車両は、サポーター個人が所有する車両とする。

2 車両事故を起こした場合は、原則として、サポーターが損害賠償を負うものとする。

(実施日及び時間)

第6条 実施日は、月曜日から金曜日までの午前〇時から午後〇時までとする。但し、〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日の期間を除く。

(実施範囲)

第7条 実施範囲は、太子町、〇〇町、〇〇市、〇〇市、〇〇市とする。

(利用料)

第8条 利用料は、〇〇分〇〇円とする。

(損害賠償等)

第9条 事故が発生した場合等における損害賠償等については、以下のとおりとする。

- (1) マイカーボランティアの実施中、過失等により使用車両を破損した場合及び事故等により利用会員又はサポーターが負傷した場合は、自動車損害賠償責任保険、任意保険、非営利・有償活動団体保険及び移送中事故傷害保険等の範囲で賠償について対応する。
- (2) マイカーボランティアにおいて発生した全ての事故において負傷した利用会員は、サポーターに故意又は重大な過失があった場合を除き、サポーターに対して、責を問わないことはもとより、使用車両の所有者又は使用者が加入する自動車損害賠償責任保険、任意保険、非営利・有償活動団体保険及び移送中事故傷害保険等の範囲における賠償責任を超えて賠償を求めない。
- (3) マイカーボランティアを利用するにあたって、利用会員及び付き添う者は「事故等に関する誓約書」の提出をしなければならない。

## マイカーボランティア利用申込書（例）

							No
依頼者	本人・家族・ケアマネジャー その他（ ）						
申込日	年 月 日（ ） 午前・午後				受付者名		
会員 番号		ふりがな 利用会員名		男 女	年 齢	歳	電話番号
住所（〒583－ ） 太子町					<u>介護保険</u> <input type="checkbox"/> 要介護（ ） <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 非該当		
緊急時の連絡先 氏名（ ） 続柄（ ） 電話番号					サービス利用 有・無 ケアマネ（ ）		
依頼 内容							
配慮 する 事柄							
※事故等に関する誓約書の提出 有 ・ 無							
駐車場所地図							

受付日 年 月 日

## 事故等に関する誓約書（例）

私は、マイカーボランティア中に発生した全ての事故について、運転者の責めを問わないことはもとより、使用車両の所有者又は使用者が加入する自動車損害賠償責任保険、任意保険、非営利・有償活動団体保険及び移送中事故傷害保険等の範囲における賠償責任を越えて一切の賠償を求めないことを誓約します。

年 月 日

〇〇〇〇 様

利用会員

住所 太子町

氏名 印

利用会員の家族・付添者

住所

氏名 印

（続柄 ）」

マイカーボランティア活動報告書（例）

						No	
<b>依頼者</b>		本人・家族・ケアマネジャー その他（ ）					
<b>受付日</b>		年 月 日（ ） 午前・午後			<b>受付者名</b>		
<b>会員番号</b>		ふりがな 利用会員名	男 女	年 齢	歳	電話番号	
<b>住所</b> （〒583 - ） 太子町				<b>介護保険</b> <input type="checkbox"/> 要介護（ ） <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 非該当			
緊急時の連絡先 氏名		続柄		電話番号			
<b>依頼内容</b>	<b>日時</b>	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分			<b>サポート会員（運手者）</b>		
	<b>出発地</b>	※1 自宅（上記住所） 以外（ ）					
	<b>目的地</b>						
<b>特記事項（用件）</b>		1. 病院又は診療所受診 ..... 2. 買い物 ..... .....					
<b>支援活動報告</b>							
<b>活動日時</b>		年 月 日（ ）			<b>サポーター</b>		
		午前・午後 時 分から		午前・午後 時 分まで			
<b>出発地</b>						<b>時間</b>	<b>分</b>
<b>到着地</b>						<b>距離</b>	<b>km</b>
<b>活動内容</b>		1. 病院又は診療所受診 ..... 2. 買い物 ..... 3. 乗降の手助け ..... .....					
		利用料（〇〇分〇〇円） 送り・迎え / 片道・往復（ 円） 道路通行料（本人支払・立替え）（ 円） 駐車場料金（本人支払・立替え）（ 円）				<b>領収印</b> 領収金額	
<b>コメント</b>							
						円	







## 事故対応マニュアル（例）

### ○ 初期対応の鉄則

- ① ケガ人が後続車両に再びひかれることがないように、容体を見て動かせるようなら道路左端へ移動させます。（※救護義務を怠ると懲役や罰金を受けます。）
- ② 二次・三次の事故や渋滞を避けるため、車を左端へ移動させます。
- ③ 必ず 110 番へ電話すること。通行人に依頼してもかまいません。  
（※110 番時にケガ人がいる旨を伝えれば 119 番はいりません。）  
保険手続きをするために、警察の事故証明が絶対必要。
- ④ その場で示談は絶対しない。  
あわてている事故現場で示談は禁物。  
法外な賠償金を要求されることがあります。  
「私が全て支払います」などといった念書は絶対に書かないこと。

### ○ 交通事故報告のポイント

- ① 初期対応が終わったら、現場からまず〇〇へ事故報告をして下さい。  
帰ったら事故報告書（別紙）を提出してください。
- ② 相手と必ず確認して下さい
  - ・ いつ・・・事故発生日の年月日、時間
  - ・ どこで・・・事故の発生場所
  - ・ 誰が・・・運転者名、車両の車名、登録番号
  - ・ 誰と・・・相手方氏名、電話番号、住所、相手方の車名、登録番号、連絡先
  - ・ どうして・・・事後状況
  - ・ どうした・・・現在までにとった処置、病院名
  - ・ 届出警察・・・担当者名も必ず確認

### ○ 連絡先

(ア) 受付担当 （利用時間内）・・・ 〇〇-〇〇-〇〇  
（利用時間外）・・・

(イ) 自身が入っている自動車保険会社・・・ 〇〇-〇〇-〇〇

道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に許可等を要するか否かを例示しました。ご不明な点は、最寄りの運輸支局等にご相談下さい。

本パンフレットは、平成18年9月29日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容をわかりやすく図化したものであり、新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。

**(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合は許可等を要しません。**

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要です。



ただし、以下の場合には有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

予め運賃表などを定め金銭の収受が行われる場合。

料金表	大人	小人
～5km	200	100
5km～10km	300	150
10km～	400	200

会費として収受され、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合。

会費  
1ヶ月 1,000円

「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から収受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合。

「協賛金」、  
「保険料」、  
「カンパ」等



**(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等を要しません。**

○日頃の移送の御礼として、自宅で採れた野菜を定期的到手渡す場合は有償とはみなされず、許可等を要しません。



○地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアサービスの提供を行う場合も有償とはみなさず、許可等を要しません。



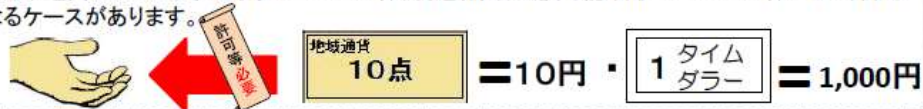
※運送利用者は、運送者に点数を渡す。

ただし、以下の場合には有償とみなされ許可等を要することとなります。

流通性、換金性が高い財産的価値を有する金券や、希少価値を有する財物等の収受は有償とみなされ、許可等が必要です。



サービスの交換にとどまる場合については原則として許可等は不要であるものの、有料で点数を購入して貰うなどの場合や、地域通貨についてもその対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財・サービス内容に応じ、許可等が必要となるケースがあります。





**(3) ボランティア活動として行う運送において、実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合は許可等を要しません。**

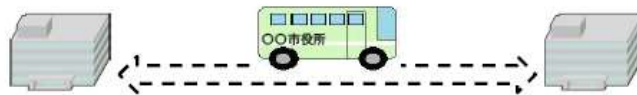


**ガソリン代の算出にあたって**

登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代(乗車中のみならず、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む。)であり、ガソリン代相当額ではありません。地域のガソリン代の単価や使用車両の燃費、走行距離等により、具体的・客観的に算出する必要があります。

**(4) 市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合などは許可等を要しません。**

○市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合は許可等は要しません。



○利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって送迎の対価とはなりません。よって、許可等は要しません。



○デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



ただし、以下の場合は有償性があると認められ許可等を要することとなります。

<p>運送者から利用者にガソリン代等と称して実費や運賃を要求する場合</p> <p>実費や運賃</p> <p>許可等必須</p>	<p>施設等からの委託契約を受けて当該施設までの送迎を行う場合</p> <p>委託者又は第三者が対価を負担して、利用者の負担が一切なくても</p> <p>許可等必須</p>	<p>訪問介護事業所が行う要介護者の送迎(介護保険給付が適用される場合)</p> <p>介護保険給付</p> <p>許可等必須</p>
--	--	---

○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、送迎に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の送迎とは解さず、許可等は要しません。



ただし、以下の場合は有償性があると認められ許可等を要することとなります。

<p>送迎を行う場合と行わない場合とで料金が異なる</p> <p>許可等必須</p> <table border="1"> <tr><td>送迎付き</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>送迎無し</td><td>10,000円</td></tr> </table>	送迎付き	12,000円	送迎無し	10,000円	<p>送迎を利用する者と利用しない者との間のサービスに差を設ける</p> <p>許可等必須</p> <table border="1"> <tr><td>送迎付き</td><td>マッサージ無し</td></tr> <tr><td>送迎無し</td><td>マッサージ有り</td></tr> </table>	送迎付き	マッサージ無し	送迎無し	マッサージ有り	<p>送迎に対する反対給付が特定される</p> <p>請求書</p> <table border="1"> <tr><td>施設料</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>食事代</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>送迎料</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,000</td></tr> </table> <p>許可等必須</p>	施設料	10,000	食事代	4,000	送迎料	2,000	合計	16,000
送迎付き	12,000円																	
送迎無し	10,000円																	
送迎付き	マッサージ無し																	
送迎無し	マッサージ有り																	
施設料	10,000																	
食事代	4,000																	
送迎料	2,000																	
合計	16,000																	

# 2018

## 太子町版マイカーボランティアハンドブック

2018年11月18日 第1刷発行

編集・発行 / SASAE 愛 太子 (太子町生活支援体制整備協議体)  
〒583-8580

南河内郡太子町大字山田 88 (太子町健康福祉部高齢介護課内)  
電話 0721-98-5538

著者 / 辻田 政治 (SASAE 愛 太子、寿喜菜の会副代表)  
大原 慎也 (SASAE 愛 太子、大阪教育大学)  
小泉 大吾 (SASAE 愛 太子、太子町健康福祉部子育て支援課)

協力 / 三星 昭宏 (近畿大学名誉教授、関西福祉科学大学客員教授)  
嶋田 暁文 (九州大学大学院法学研究院教授)  
遠藤 準司 (NPO アクティブネットワーク代表理事、NPO 全国移動ネット理事)  
梅田 寛章 (不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」代表)  
翁川 由希 (公益財団法人さわやか福祉財団)  
藤田 栄子 (SASAE 愛 太子、桜草クラブ代表)  
関本 芳孝 (SASAE 愛 太子、畑地区長)  
大阪ええまちプロジェクト

参考 / 不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」『自治会(町会)主体の移動支援組織の設立・運用マニュアル』(大阪ええまちプロジェクト,2017)

出典 / 国土交通省、太子町



※掲載している情報は、2018年11月現在のものです。